

府科事第 1 1 6 1 号
令和 6 年 1 0 月 1 0 日

原子力規制委員会 殿

原子力委員会

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）の
原子炉設置変更許可（高速実験炉原子炉施設の変更）について（答
申）

令和 6 年 9 月 4 日付け原規規発第 2 4 0 9 0 4 3 号をもって意見照会のあつ
た標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 2
6 条第 4 項において準用する同法第 2 4 条第 1 項第 1 号に規定する許可の基準
の適用については、別紙のとおりである。

(別紙)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）の原子炉設置変更許可申請書（高速実験炉原子炉施設の変更）に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第24条第1項第1号に規定する許可の基準の適用について

本件申請については、

- ・高速実験炉原子炉施設を一般研究、材料照射及び放射性同位元素の生産に関する研究開発に使用するために使用の目的を追加するものであり、その利用は平和目的に限られていること
- ・使用済燃料については、国内又は我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国において再処理を行うこととし、再処理のために引き渡すまでの間、高速実験炉原子炉施設の使用済燃料貯蔵設備にて使用済燃料を適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと
- ・海外再処理を行うに際しては政府の確認を受けることとする、海外再処理によって得られるプルトニウム及び濃縮ウランは国内に持ち帰る又は海外に移転する、また再処理によって得られるプルトニウム若しくは濃縮ウランを海外に移転しようとするときは政府の承認を受けるという方針に変更はないこと

の妥当性が確認されていること、加えて我が国では当該試験研究用等原子炉も対象に含めた保障措置活動を通じて、国内の全ての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論を国際原子力機関（IAEA）から得ていること等を総合的に判断した結果、当該試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。